

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

ゆう通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人光誠会が開設するゆうメディカルクリニック(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者・居宅介護予防支援事業者等へ情報提供を行う。

7 前 6 項のほか、「大阪市通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ゆうメディカルクリニック ゆう通所リハビリテーション
- ② 所在地 大阪市東淀川区豊新 1 丁目 21 番 29 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

② 従業者

医師 1名(常勤兼務、管理者と兼務)

生活相談員 1名

理学療法士 5名(非・常勤兼務、ともに1単位と2単位を兼務)

作業療法士 1名(非常勤兼務、ともに1単位と2単位を兼務)

機能訓練士 1名(常勤兼務、ともに1単位と2単位を兼務)

介護職員 7名(非・常勤兼務、ともに1単位と2単位を兼務)

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用申し込みに係る調整、他の通所介護事業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画書)等の作成等を行う。

看護師は、健康状態の確認等を行う。

理学療法士は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

柔道整復師は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能指導、助言を行う。

介護職員は、介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時40分までとする。
- ④ 午前9:00～10:30、10:40～12:10、午後13:30～16:40(13:30～15:00、15:00～16:40含む)

(通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員は一日48名とする。

- ① 1単位目 24名
- ② 2単位目 24名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ 体操
- ⑤ 生活指導 など

(利用料等)

第9条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 利用者又はその家族が、正当な理由がなく事業の提供をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

3 前2項の利用料の支払いを受けた時は、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、

支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション利用者は、事業所の定める期日までに利用料などを現金又は指定の金融機関口座振り込み等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、東淀川区・吹田市(南部)・摂津市(南部)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関し、法第 23 条又は第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの処理体制の整備
- (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施する担当者の配置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- (1) ハラスメント防止のための方針を整備
- (2) ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) ハラスメントの相談窓口の設置と担当者の配置

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 1 採用時研修 採用後1カ月以内
継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月16日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。